

8.7 自然との触れ合い活動の場

8.7.1 調査事項

調査事項は、表 8.7-1 に示すとおりである。

表8.7-1 調査事項

区 分	調査事項
予測した事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 ・自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 ・自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
予測条件の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・施設配置計画 ・工事用車両の走行の状況 ・建設機械の稼働状況
ミティゲーションの実施状況	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用により、大気汚染、騒音の低減に努める。 ・工事区域周辺には仮囲いを設置する計画としている。 ・低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。 ・計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。 ・工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えない計画である。 ・資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。 ・建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる計画としている。 ・建設機械は定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める計画としている。 ・騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める計画としている。

8.7.2 調査地域

調査地域は、計画地及びその周辺とした。

8.7.3 調査手法

調査手法は、表 8.7-2 に示すとおりである。

表8.7-2 調査手法

調査事項		自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度
調査時点		工事施工中のうち、工事車両台数が最大となり、自然との触れ合い活動の場への影響が最大となる2017年11月とした。
調査期間	予測した事項	工事施工中のうち、工事車両台数が最大となり、自然との触れ合い活動の場への影響が最大となる2017年11月とした。
	予測条件の状況	
	ミティゲーションの実施状況	工事中の適宜とした。
調査地点	予測した事項	計画地及びその周辺とした。
	予測条件の状況	計画地及びその周辺とした。
	ミティゲーションの実施状況	計画地及びその周辺とした。
調査手法	予測した事項	既存資料及び現地調査により、自然との触れ合い活動の状況の整理による方法とした。
	予測条件の状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。
	ミティゲーションの実施状況	現地調査(写真撮影等)及び関連資料の整理による方法とした。

8.7.4 調査結果

(1) 調査結果の内容

1) 予測した事項

ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地内には自然との触れ合い活動の場はない。また、事業実施に伴い、計画地周辺に隣接する葛西臨海公園、健康の道やサイクリングロードの改変はなく、自然との触れ合い活動の場は維持されていた。

イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

建設機械の稼働及び工事用車両の走行に当たっては、大気汚染、騒音・振動低減のために、工事施工ヤードにおける仮囲いの設置や排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用、不要なアイドリングの防止を行い、計画地周辺に隣接する葛西臨海公園、健康の道やサイクリングロードへの影響を低減した。また、工事の状況等については、計画地周辺に掲示するとともに、東京都ホームページで周知した。

ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画地と隣接する葛西臨海公園、葛西海浜公園への利用経路は、葛西臨海公園駅から園路が直結しており、車両は走行できないこと、また、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保され、一般歩行者の通行に変化は確認されなかった。

2) 予測条件の状況

ア. 施設配置計画

計画建築物の状況（位置、形状、高さなど）は、「4. カヌー・スラロームセンターの計画の目的及び内容 4.2 内容」（p. 4～13 参照）に示したとおりである。

イ. 工事用車両の走行の状況

工事用車両の走行の状況は、「4. カヌー・スラロームセンターの計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.4 施工計画 (3) 工事用車両」（p. 20～21 参照）に示したとおりである。

ウ. 建設機械の稼働状況

建設機械の稼働状況は、「4. カヌー・スラロームセンターの計画の目的及び内容 4.2 内容 4.2.4 施工計画」（p. 19～20 参照）に示したとおりである。

3) ミティゲーションの実施状況

ミティゲーションの実施状況は、表 8.7-3 に示すとおりである。なお、自然との触れ合い活動の場に関する問合せはなかった。

表8.7-3 ミティゲーションの実施状況

ミティゲーション	実施状況
<ul style="list-style-type: none"> 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の採用により、大気汚染、騒音の低減に努める。 	<p>建設機械の選定に当たっては、排出ガス対策型建設機械（第2次基準値）（写真8.7-1）を採用するとともに、可能な限り最新の排出ガス対策型建設機械（第3次基準値）（写真8.7-2）を使用するよう努めた。</p> <p>また、低騒音型建設機械（写真8.7-3）を使用し、周辺への騒音低減に努めた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工事区域周辺には仮囲いを設置する計画としている。 	<p>施工ヤード周辺には、仮囲い（高さ3m）（写真8.7-4）を設置した。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 低公害型の工事用車両を極力採用し、不要なアイドリングの防止を徹底する計画である。 	<p>可能な限り最新の低公害型の工事用車両を採用するよう指導した。また、工事用車両の燃料については、ガソリンスタンド等で給油することにより、良質な軽油、ガソリンを使用した。</p> <p>朝礼（写真8.7-5）等を通じてアイドリングストップの厳守等、運転者へ指導を行うとともに、アイドリングストップ厳守に関わる掲示（写真8.7-6）を行い、周知・徹底を図った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 計画地からの工事用車両の出入りに際しては交通整理員を配置し、通勤をはじめ一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染への影響の低減に努める。 	<p>工事用車両の出入口には交通整理員を配置（写真8.7-7）し、一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、交通渋滞とそれに伴う大気汚染の低減に努めた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 工事用車両の出入口には交通整理員を配置し、周辺の自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えない計画である。 	<p>工事用車両の出入口には交通整理員を配置（写真8.7-7）し、葛西臨海公園、葛西海浜公園、サイクリングロード等の利用者を含めた一般歩行者の通行に支障が出ないよう努めた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 資材の搬出入に際しては、走行ルートの検討、安全走行等により、騒音及び振動の低減に努める計画である。 	<p>朝礼（写真8.7-5）等を通じて、運転者には、走行ルートの限定及び安全走行に関して事前指導した。また、事前に搬入出車両台数及び時間帯を確認・調整することにより車両の集中を避け、平準化を図るとともに、騒音及び振動の低減に努めた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建設機械の稼働に当たっては、不必要な空ぶかし、急発進等の禁止を徹底させる計画としている。 	<p>不必要な空ぶかしの禁止等、朝礼（写真8.7-5）等の場で運転者へ周知・徹底を図った。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 建設機械は定期的に点検整備を行い、故障や異常の早期発見に努める計画としている。 	<p>建設機械の持ち込み時の「重機受入検査」、毎日の始業前点検、毎週末の点検表ファイル確認、月例点検等を実施することにより、建設機械が適切に稼働するよう維持、管理に努めた。</p>
<ul style="list-style-type: none"> 騒音・振動の発生を極力少なくするよう、最新の低騒音型建設機械の採用及び低騒音・低振動な施工方法の採用に努める計画としている。 	<p>一部の建設機械については、超低騒音型建設機械（写真8.7-8）を採用した。</p> <p>騒音・振動の影響を極力低減するためサイレントパイラー工法（写真8.5-9）を採用した。</p>



写真 8.7-1 排出ガス対策型建設機械



写真 8.7-2 排出ガス対策型建設機械



写真 8.7-3 低騒音型建設機械



写真 8.7-4 仮囲い (H=3.0m)



写真 8.7-5 朝礼時



写真 8.7-6 アイドリングストップの掲示



写真 8.7-7 交通整理員



写真 8.7-8 超低騒音型建設機械



写真 8.7-9 サイレントパイラー工法の採用

(2) 予測結果とフォローアップ調査結果との比較検討

1) 予測した事項

ア. 自然との触れ合い活動の場の消滅の有無又は改変の程度

計画地内には自然との触れ合い活動の場はない。また、事業実施に伴い、計画地周辺に隣接する葛西臨海公園、健康の道やサイクリングロードの改変はなく、自然との触れ合い活動の場は維持されていた。

以上のことから、予測結果と同様に周辺の自然との触れ合い活動の場の現状は維持されたものとする。

イ. 自然との触れ合い活動の阻害又は促進の程度

建設機械の稼働及び工事用車両の走行に当たっては、大気汚染、騒音・振動低減のために、工事施工ヤードにおける仮囲いの設置や排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用、不要なアイドリングの防止を行い、計画地周辺に隣接する葛西臨海公園、健康の道やサイクリングロードへの影響を低減した。また、工事の状況等については、計画地周辺に掲示するとともに、東京都ホームページで周知した。

以上のことから、予測結果と同様に周辺の自然との触れ合い活動の現状は維持されたものとする。

ウ. 自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響の程度

計画地と隣接する葛西臨海公園、葛西海浜公園への利用経路は、葛西臨海公園駅から園路が直結しており、車両は走行できないこと、また、計画地周辺の自然との触れ合い活動の場への利用経路は、いずれも近接する駅等から歩道や歩道橋によって歩車分離が確保され、一般歩行者の通行に変化は確認されなかった。工事用車両の出入りに際しては、交通整理員を配置し、自然との触れ合い活動の場の利用者も含めた一般歩行者の通行に支障を与えないよう配慮するとともに、運転者には、走行ルートの限定及び安全走行に関する事前指導を実施した。

以上のことから、予測結果と同様に周辺の自然との触れ合い活動の場までの利用経路に与える影響は低減されたものとする。